

食品安全委員会（第963回会合）議事概要

日 時：令和6年11月26日（火） 14：00～14：05

場 所：食品安全委員会大会議室

出席者：山本委員長ほか6名出席

傍聴者：一般13名

（1）食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて

- ・食品衛生法施行規則の一部改正について

→厚生労働省から説明。

本件については、食品衛生責任者となることができる者の要件に関する改正であり、食品健康影響評価の結果に基づき施策を策定するという手法になじまないものであることから、食品安全基本法第11条第1項第1号に規定する食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当するとして、手続きを進めることとなった。